

新卒保育士の就職支援貸付を始めます ～年間を通じての保育所入所待機児童の解消に向けて保育士支援を充実～

市では、待機児童解消に必要な保育士の確保を図るため、12月から新たに新卒保育士を対象とした「新卒保育士就職支援貸付」を始めます。

市はこれまで、待機児童解消に向け、保育施設の充実や保育士支援（保育料減免及び補助、奨学金返済支援補助、家賃補助、再就職支援貸付）に取り組んでおり、平成27年7月から毎月発生していた待機児童が、令和2年4月に4年10か月振りにゼロとなり、令和3年度も4月の待機児童がゼロとなるなど、取組の成果が表れています。

しかしながら年度途中から待機児童が発生する状況（令和2年度は7月から、令和3年度は8月から）となっており、待機児童の延べ人数は年々減少しているものの、保育士が不足しており、残念ながら年間を通じての待機児童解消には至っておりません。

市では、年間を通じての待機児童解消に向けて、現在実施している様々な保育士支援の取組とあわせ、新たに「新卒保育士就職支援貸付」を実施し、待機児童の解消に全力で取り組んでまいります。

「新卒保育士就職支援貸付」の概要

【対象】

次の要件を全て満たす方

- ・市内の保育施設（公立を除く）で1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務し保育業務に従事する保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭のいずれかの資格を有している方
- ・貸付を受けようとする年度の前年度に専門学校、短期大学、大学等を卒業した方
- ・貸付を受けようとする年度の4月1日から3月31日に市内の保育施設（公立を除く）へ新たに就職した方
※新卒で市外の保育施設へ就職した方でも、新卒1年以内に市内の保育施設（公立を除く）へ新たに就職した方は貸付対象となります。

【貸付金額】

1人1回限り 200,000円

【返還免除】

市内保育施設で1年間勤務を継続した場合は、貸付金の返還を免除します。

【貸付等手続き】

貸付の手続きは、お勤めの保育園等を通して行うため、教育委員会窓口にお越しいただく必要はありません。勤め始めてすぐに手続きを行うことができますので、勤務を開始した月に貸付を受けることができます。